

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十四年十一月九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地 称	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	廃止年月 日
株式会社そ ら	橿原市内膳町四 一五一六	介護センタ ーそら	橿原市内膳町 四一五一六	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	平成二十 四年四月 三十日
社会福祉法 人綜合施設 美吉野園	吉野郡大淀町下 渚六二九	大淀授産所	吉野郡大淀町 下渚一三八七 一二	生活介護 短期入所 施設入所支 援 就労移行支 援（一般型） 就労継続支 援（B型）	平成二十 四年四月 三十日
社会福祉法 人桜井市手 をつなぐ育 成会虹の郷	桜井市大泉五七 三一四	双葉	桜井市大泉五 七三一四	就労継続支 援（B型）	平成二十 四年五月 三十一日
有限会社ほ	高市郡高取町下	有限会社ほ	高市郡高取町	地域移行支	平成二十

ほえみ	株式会社虹	社会福祉法人安堵町社会福祉協議会	株式会社サ ン	医療法人向 聖台会	有限会社 在宅介護 センター	宅介護 セン
子島三五〇	大和高田市東中 一―一二―一二 吉井住宅二号	生駒郡安堵町東 安堵八五三	御所市新地一〇 五九	葛城市染野五二 〇	檀原市中曾司町	檀原市中曾司町 一三三―六
ほえみ	ケアステー ション虹	社会福祉法人安堵町社会福祉協議会	介護サン	ふたがみト ポス	在宅介護 センター	在宅介護 センター
下子島三五〇	大和高田市東 中一―一二― 一二 吉井住 宅二号	生駒郡安堵町 東安堵八五三	御所市新地一 〇五九	葛城市染野五 二〇	檀原市中曾司 町一三三―六	檀原市中曾司 町一三三―六
援 地域定着支	居宅介護 重度訪問介 護	居宅介護 重度訪問介 護	居宅介護 重度訪問介 護	短期入所	地域移行支 援	地域移行支 援
四年七月 三十一日	平成二十 四年八月 二十五日	平成二十 四年九月 三十日	平成二十 四年九月 三十日	平成二十 四年九月 三十日	平成二十 四年九月	平成二十 四年九月

ターミナル

ら

地域定着支  
援

三十日